

専決処分の報告について

町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年11月27日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について次のとおり専決処分する。

令和6年11月15日

湯河原町長 内 藤 喜 文

事故賠償について

湯河原町は、湯河原町鍛冶屋572番地の1付近のカーブで発生した公用車の物損事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、示談する。

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 損害賠償の額
(内 容) | 金185,576円
道路規制標識の修理費用の全部 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 小田原警察署 |
| 3 | 事故の概要 | 令和6年8月29日午後2時39分頃、湯河原町鍛冶屋572番地の1付近において、農林水産課職員が運転する公用車が、下りカーブを走行する際、道路規制標識に接触し、これを破損させた。 |